

物価連動国債、 区分処理は不要に(速報)

制度調査部
吉井 一洋

クレジット・リンク債、シンセティック CDO も

【要約】

2006年1月24日に、ASBJ(企業会計基準委員会)は、複合金融商品に関する新しい適用指針(案)を議決した。近く公表される予定である。

物価連動国債については、現在、複合金融商品としてデリバティブ部分の区分処理(あるいは売買目的有価証券と同等の時価評価)が求められている。

新しい適用指針(案)では物価連動国債については、区分処理等を不要としている。クレジット・リンク債、シンセティック CDO でも AA 格以上なら区分処理等は不要としている。

新しい会計処理は、2006年3月期からの適用が認められる。

1. 適用指針(案)の概要

ASBJ(企業会計基準委員会)は2006年1月24日の本委員会で企業会計基準適用指針公開草案「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理(案)」(以下「適用指針(案)」という)を議決した。近々、公表される予定である。これは、現行の金融商品会計の実務指針の内容を一部改正するものである。

改正内容の概略を示すと、下の図のとおりである。

金融商品	現行の取扱い	改正後	
		会計処理	保有目的(分類)
物価連動国債	区分処理 ¹ 又は 評価損益計上 ²	区分処理・評価損益計上 は不要	その他有価証券
クレジット・リンク債 (複数の格付機関から AA 相当以上の格付け)	区分処理 ¹ 又は 評価損益計上 ²	債券として会計処理 償却原価法を適用 その他有価証券の場合 は、さらに時価評価し、 評価差額を資本直入	その他有価証券 又は 満期保有目的の債券
シンセティック CDO (複数の格付機関から AA 相当以上の格付け ³)	?		

1 ここでいう「区分処理」とは、債券等からデリバティブ部分を区分し、時価評価して評価損益を計上する会計処理を指す。

2 ここでいう「評価損益計上」とは、複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を当期の損益に計上する会計処理を指す。

3 通常は SPC が優先順位の異なる社債等を発行しており、このうち複数機関から AA 相当以上の格付を受けている社債等が対象となる(適用指針(案)により、「区分処理」や「評価損益計上」が不要となる)。

2. 物価連動国債と現行の会計処理

物価連動国債は、総務省が発表する全国消費者物価指数(CPI)を物価指数とし、その変化に合わ

せてキャッシュ・フロー（利金額・償還金額）が変動する国債で、2004年3月に10年債の発行が開始された。商品性の概略は次のとおりである。

満期10年

全国消費者物価指数（CPI）に想定元本が連動する。

利払いは年2回。利子の金額は利払日の想定元本額に表面利率を乗じて算出する。

想定元本金額で償還する。

物価が下落した場合の元本保証は無い。

譲渡制限が付されており、利子に対して源泉徴収不適用の主体（指定金融機関等）、非課税の主体（公益法人等）などに対してのみ譲渡可能とされている。

ストリップス化（元本・利息の分離）は不可

現行の金融商品会計基準及び実務指針では、現物の金融資産・金融負債にデリバティブを組み合わせた複合金融商品（新株予約権付社債等を除く。以下同じ）のうち、次の(1)から(3)の要件をすべて満たすものについては、デリバティブ部分を現物の金融資産・金融負債と区分して時価評価し、評価損益は損益計算書上の損益として計上することになる。複合金融商品全体の時価はわかるが、デリバティブ部分を合理的に区分して経理できない場合は、複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を当期の損益として計上する。

- (1)組み込んだデリバティブのリスクが、現物の金融資産・金融負債に及ぶ可能性がある。
- (2)組み込んだデリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす。
- (3)その複合金融商品の時価の変動による評価損益が、当期の損益に反映されないこと。

物価連動国債の場合は、CPIに連動するデリバティブにより債券部分にリスクが及ぶ（即ち、債券の元本が減少する）可能性がある複合金融商品に該当するものと思われる。したがって、現行の金融商品会計基準及び実務指針に従うと、以下のいずれかの会計処理によることになる。

CPIに連動するデリバティブ部分を区分処理して時価評価し、評価損益を当期の損益として計上する。

物価連動国債全体を時価評価し、評価損益を当期の損益として計上する。

3.改正後の取扱い

適用指針(案)では、複合金融商品（新株予約権付社債等を除く。以下同じ）のうち、組み込まれたデリバティブの経済的性格及びリスクが、現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係があるものについては、上記2の(1)の要件を緩和することとしている。

現行の実務指針では、リスクが及ぶ可能性があれば、その可能性の高低にかかわらず、2の(1)に該当するものとして取り扱われる。しかし、適用指針(案)では、組み込まれたデリバティブの経済的性格及びリスクが、現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係がある場合、組み込まれたデリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低ければ、(1)の要件には該当しないものとして取り扱うこととしている。

(1)物価連動国債

適用指針(案)では「物価指数に係るデリバティブ」の経済的性格及びリスクは利付金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係があるものとして取り扱われる。物価連動国債（10年債）は、国債に「物価指数に係るデリバティブ」を組み込んだものである。物価連動国債の場合、これまでの消費者物価指数の動向を踏まえると、一般に、物価指数に係るデリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる。したがって、物価連動国債は、区分処理や時価評価による評価損益の損益計上は不要であり、物価連動国債を一つの債券として会計処理する。

ただし、償還元本と総受取利息のいずれもが確定していないため、「満期保有目的の債券」には分

類できず、「その他有価証券」に分類される。したがって、まず、償却原価法を適用し、その上で償却原価と時価の差額を(資本に直入する)評価差額として処理する。償却額は元本及びクーポン受取額を合理的に予測して計上する。

(2) クレジット・リンク債、シンセティック CDO

適用指針(案)では利付金融資産及び金融負債に、債務者自身の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合は、これらの経済的性格とリスクは密接な関係にあることとしている。

さらに、利付金融資産及び金融負債に、債務者自身では無く第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合でも、第三者の信用リスクを反映した利付金融資産(即ち、当該第三者が発行した社債等)と考えることができる場合は、債務者自身の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合に準じて取り扱うことができることとしている。

SPC(特定目的会社)を用いて発行される社債等の金融商品で、国債などの高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにし、当該 SPC 以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んで発行されるものがこれに該当する。具体的には、クレジット・リンク債やシンセティック CDO が挙げられる。これらは参照先の発行する社債と同様に考えることができる。

適用指針(案)によれば、クレジット・リンク債やシンセティック CDO のうち、回収が確実に行われると認められるものは、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性が低いものとして取り扱うことができる。具体的には、複数の格付機関から AA 格相当以上の高い信用格付を得ている場合に、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性が低いものとして取り扱うことができる。

要約すると、複数の格付機関から AA 相当以上の格付を受けているクレジット・リスク債やシンセティック CDO は、区分処理や時価評価による評価損益の損益計上は不要であり、通常の債券と同様に「満期保有目的の債券」又は「その他有価証券」として会計処理することができる。

格付が AA 相当未満に下がった場合は、その時点の帳簿価額を新たな取得原価として、区分処理又は時価評価による評価損益の損益計上を行う。

3. 今後の対応

ASBJ は、適用指針(案)へのコメントを公表(1月27日の予定)から1ヶ月間(2月27日までの予定)集めて検討し、最終的な適用指針を決定する。

適用は、2006年4月1日以後に開始する事業年度からだが、2006年3月31日以後に終了する事業年度から適用することもできる。3月決算会社の場合は、2006年9月中間期からの適用となるが、2006年3月期決算から適用することも認められる。